

漁業後継者報償金交付事業について

○利尻町漁業後継者報償金交付金事業とは、新規で漁業に就業する方に利尻町から報償金を交付する事業です。以下の通り該当する方が対象となります。

対象者（新規組合員となった者）

- ・「新規学卒者」：学校を卒業又は退学後 1 年以内に町内に在住して新規に着業する者。
- ・「Uターン者」：就職等により島外へ転出したが 1 年以上経過し漁業協同組合員になることを目的とし再び町内に在住して新規に着業する者。
- ・「Iターン者」：島外から漁業協同組合員になることを目的とし移住して町内で新規に着業する者。
- ・「島内転職者」：上記以外で新規に着業した者。

※漁業協同組合の正組合員として 5 年以上継続して漁業に着業しようとする者で、且つ申請時点で満 45 歳未満の者に限る。

対象者別交付額

- ・「新規学卒者」：初年度にいそ舟 1 隻又は報償金 50 万円、翌年度に 25 万円交付。
- ・「Uターン者」：初年度に 50 万円、翌年度に 25 万円交付。
- ・「Iターン者」：初年度に 50 万円、翌年度に 25 万円、翌々年度に 25 万円交付。
- ・「島内転職者」：初年度に 25 万円交付。
- ・漁業研修機関に長期入所（研修機関 3 カ月以上）する者（研修参加者）に対して研修に必要な経費の 50%以内で町長が定めた額を研修参加報償金として交付。
※研修参加報償金を受ける場合、Uターン者は翌年度の 25 万円、Iターン者は翌々年度の 25 万円、島内転職者は 25 万円の報償金を交付しない。

対象者別報償金品表

区分	1年目	2年目	3年目
新規学卒者	いそ舟1隻又は 報償金50万円	報償金25万円	
	長期研修費の1/2		
Iターン者	報償金50万円	報償金25万円	報償金25万円
Uターン者	報償金50万円	報償金25万円	
島内転職者	報償金25万円		

※Iターン者、Uターン者、島内転職者が長期研修を実施し、研修参加報償金の交付を受けた場合、それぞれの25万円を交付しない。

○申請時に必要なもの

- 報償金交付申請書申請書
- 研修参加報償金交付申請書（研修参加者のみ）
- 誓約書
- 組合加入員証明書（2年目、3年目の者は組合員証明書）

※申請の際は上記の書類に保証人の署名、住所及び押印が必要です。